

信頼こそ、
私たちの資産。

Amundi

ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント

アムンディ・マーケットレポート

緊急 FOMC で新たな信用供与策

- ① 国債、モーゲージ担保証券(MBS)の購入を無制限としたほか、信用供与の手段を大幅に拡充しました。
- ② 中小企業向け信用供与と促進策、金融機関の信用供与促進のための制度整備も実施する予定です。
- ③ 非常に厳しい経済の停滞に不安は根強いものの、結果的に景気や市場の回復に資すると期待されます。

金融面で出来得る限りの方策打ち出す

23日、今月3回目の緊急 FOMC(米連邦公開市場委員会)が開かれました。新型コロナウイルスの感染拡大で、非常に厳しい経済活動の停滞に見舞われる中、金融当局として可能な限りの方策をもって国民経済を支える姿勢が示されました。

第一に、15日に発表された総額7000億ドルの国債、MBSの購入を無制限としました。第二に、信用供与の手段を大幅に拡充しました。本来、米国の金融当局は民間へ直接信用供与する法的権限はないとの認識です。そこで、財務省の為替安定基金(ESF)から資本供与を受け、それを元に特別目的会社(SPV)を設立し、金融当局がそこに信用供与のための資金を貸し付けるという形式にしました。第三に、そのほかの信用供与手段の拡充で、近々詳細が発表される予定です。①メインストリート貸出プログラムを創設して中小企業向け貸出を充実させるほか、②金融機関の資本規制を一部変更することで貸出余力を拡充させます。

第二のスキームは全部で3つあります。①発行市場での社債の買い取りや貸出を実行(発行市場企業信用ファシリティ:PMCCF)、②流通市場で社債や社債を投資対象とした上場投信(ETF)を購入(流通市場企業信用ファシリティ:SMCCF)、③リーマンショック時に導入した TALF(ABS 担保の貸出ファシリティ)の復活です。資本供与は上記3つのファシリティに対してそれぞれ100億ドル、計300億ドルです。これによって、3000億ドル規模の信用供与ができるということです。このほか、先日開始した CP 購入等の流動性供給ファシリティの拡充を行いました。

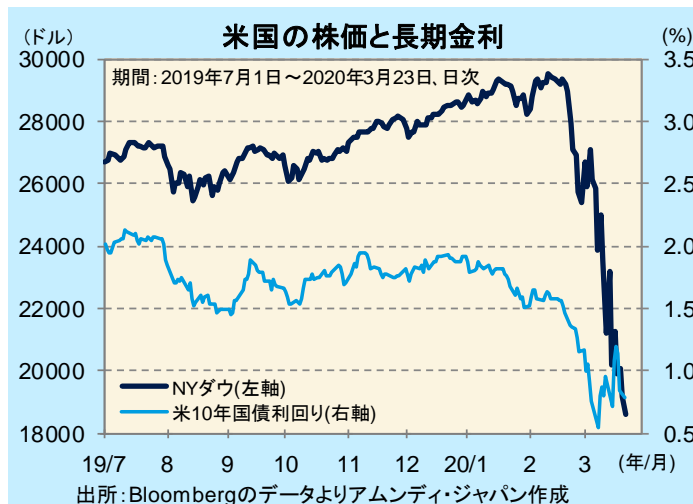
発表後の米国市場では、目立ったポジティブな反応は見られませんでした。依然として、ウイルスの脅威と経済活動の停滞が、厳しい景気後退を引き起こすことに対する不安感が先に立っている状況です。声明文にもあったように、金融政策がウイルスの脅威を除去できるわけではありません。しかし、これらの施策は、ウイルスの脅威に少しでも改善の方向が出てくると、経済活動の正常化に対して効果を発揮し、その後の景気回復、市場の信頼感を高めることに資すると考えられます。

※第二のスキームでの略語は以下の通り

PMCCF: Primary Market Corporate Credit Facility

SMCCF: Secondary Market Corporate Credit Facility

TALF: Term Asset-Backed Securities Loan Facility



本資料のご利用に当たっての注意事項等

本資料は、アムンディ・ジャパン株式会社が投資家の皆さまに情報提供を行う目的で作成したものです。

本資料は、本資料に含まれるいかなる金融商品の販売や媒介を意図、または購入あるいは売却を勧誘する目的で作成されたものではありません。

本資料は法令に基づく開示資料ではありません。

投資信託に係る費用について

投資信託では、一般的に次の手数料・費用をご負担いただきます。その料率は投資信託によって異なります。さらに、下記以外の手数料・費用をご負担いただく場合、一部の手数料・費用をご負担いただかない場合もあります。詳細は、投資信託説明書(交付目論見書)・契約締結前交付書面をご覧ください。または、販売会社へお問い合わせください(カッコ内には、アムンディ・ジャパン株式会社が設定・運用する公募投資信託のうち、最も高い料率を記載しています。)

投資信託の購入時: 購入時手数料[最高料率3.85%(税込)]

投資信託の換金時: 信託財産留保額[最高料率0.3%]

投資信託の保有時: 運用管理費用(信託報酬)[実質最高料率2.254%(税込)]、監査費用

運用管理費用(信託報酬)、監査費用は、信託財産の中から日々控除され、間接的に投資者の負担となります。その他に有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、信託財産における租税費用等を間接的にご負担いただきます。また、他の投資信託へ投資する投資信託の場合には、当該投資信託において上記の手数料・費用が掛かることがあります。

※上記の費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

本資料は、特定のお客様の特定の投資目的および財務状況または要望を考慮して作成されたものではありません。

本資料に記載した弊社の見通し、予測、意見等(以下、見通し等)は、本資料作成日現在のものであり、今後予告なしに変更されることがあります。また、見通し等や過去の運用実績を含むいかなる内容も、将来の投資収益等を示唆または保証するものではありません。

本資料は、信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性、完全性について保証するものではありません。

本資料に記載されている内容は、全て本資料作成日以前のものであり、今後予告なしに変更される可能性があります。

弊社は、本資料に含まれる情報から生じるいかなる責務(直接的、間接的を問わず)を負うものではありません。

弊社の許可なく、本資料を複製または再配布することはできません。

リスクについて

- ・金融商品等の投資にあたっては、市場動向等、また投資信託等へ投資する場合にはその裏づけとなっている金融商品等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・金融商品等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社の業務や財産の状況に変化が生じた場合、金融商品等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・デリバティブ取引においては、預託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、相場の変動の要因等により生じた損失の額が証拠金の額を上回る(元本超過損が生じる)ことがあります。

投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入のお客様が負うこととなります。

投資信託は預金、保険ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じて購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象とはなりません。

お申込みの際は、投資信託説明書(交付目論見書)・目論見書補完書面等をお渡しますので、必ず内容をご確認のうえご自身でご判断ください。

販売会社店頭にて投資信託説明書(交付目論見書)をご用意しております。

投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフの適用はありません。

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第350号

加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会、

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

<MR2003009>